

詐欺の手紙・ハガキが多数出回っています！

新しい手紙

〒194-0002
東京都町田市
[住所] 様

原告 訴訟代理人
[住所] 様

提訴の告知

あなたは支払い義務違反という事で、地方裁判所に訴状の提出が行われ、受理されています。
この件に関して異議申し立て、または取下げ希望がある場合、下記日付までに各弁書の提出または、当番で御相談を受け付けておりますので、民事訴訟部ご相談窓口にお問合せ下さい。御連絡なき場合は、この通告の14日以内に届く裁判所からの出廷命令状の送達を御確認ください。また原告側の言い分で裁判の希望日付等が全面的に認められる場合がございます。
なお当該裁判の判決を履行いただけない場合は、財産の差押え等の強制執行の法的手続きがとられます。
(異議、不服、若井最終期日 令和元年6月5日)

請求の趣旨

- 原告は被告に対し支払い義務違反という事で未納請求を求め、(民法第415条)
- 原告は被告に対し契約不履行によって生じた損害の賠償請求を求め、(民法第415条)
- 訴訟費用は被告の負担とするの判決を求め、(民事訴訟法第61条)
- 原告は被告に対し裁判の判決を履行できない場合、財産の差押え強制執行の実施の判決を求め、(民事執行法第25条)


請求の原因

- 原告は被告に対し民事法に従い催告の通知義務を果たしたが被告は支払いを履行しなかった。
- 原告は被告に対し民事法に従い最終通告をしたが、これに対し被告は拒否した。

証拠方法

第1号証 契約全履歴書1通
第2号証 通信履歴(NTT 東日本参画)1通
第3号証 平成30年(水)第4912号 少額金請求各開通証書2通

〒100-8920
東京都千代田区
地方裁判所 民事訴訟部
相談窓口 [住所]
受付時間 午前9:00~午後7:00



従来のはがき

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(い)141

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。
尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、貴方の給与、財産の差し押さえなどの恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。
尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成31年4月18日
民事訴訟管理センター
東京都千代田区
消費者相談窓口 [住所]
受付時間 9:00~18:00(日・祝を除く)

手紙やハガキの内容は全てウソです！

記載されている電話番号に、絶対に電話を掛けないで下さい！

特殊詐欺被害防止教室開催のお知らせ

特殊詐欺に関する相談窓口の開設・迷惑防止機能付電話機の展示などを実施します。

日時 令和元年7月3日(水)、4日(木) 午前10時~午後4時

場所 町田市原町田4丁目10番20号 ぽっぽ町田ピロティ

※演歌歌手の海峡みさき様と雪美さくら様をお招きし、イベントに参加して頂く予定です。3日の午前11時から1時間程を参加の予定ですが、予告無く変更する可能性があります。

皆様のご参加を心待ちにしております！

町田警察署 042-722-0110
町田市市民生活安全課 042-724-4003